

表 3-4-9 婦人保護施設「桐の苑」婦人保護長期収容施設「かいた婦人の村」入所状況 (単位:人)

施設名	年度	入所実人員	新規入所	退所	在所延人員	年度末在所人員
桐の苑	19	28	23	26	1,178	2
	20	26	24	18	1,459	8
	21	41	33	35	2,036	6
	22	45	39	39	1,614	6
	23	53	23	26	1,060	1
かいた婦人の村	19	3	0	0	1,098	3
	20	3	0	0	1,095	3
	21	3	0	0	1,095	3
	22	3	0	0	1,095	3
	23	3	0	0	1,095	3

## 第5 障がい者保健福祉

### 1 障がい者自立支援

「岩手県障害者プラン」に基づき、障がい者の地域移行や自立と社会参加の促進を図るとともに、障害者自立支援法に基づきサービスの数値目標等を定めた第2期障がい福祉計画（平成21～23年度）の推進を図った。

#### 1 障がい者の地域生活移行等の状況

##### (1) 施設入所者等の地域移行状況

平成23年度中に、自らの希望により入所施設から地域へ生活の場を移行した者は、88人、精神科病院に1年以上入院している精神障がい者のうち、病状が安定して受け入れ態勢が整えば退院が可能な者で実際に退院を果たし、地域での生活を始めた者は52人となっている。

##### (2) 福祉施設から一般就労への移行等

平成23年度における福祉施設から一般就労等への移行者数は86人となっている。

また、一般就労等を支援するための拠点として整備を進めている障害者就業・生活支援センターの設置数は、平成23年度末で9箇所となっている。

#### 2 障がい福祉サービスの給付状況等

##### (1) 障がい福祉サービスの給付状況

平成23年度における障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの給付状況及び事業所の開設状況は、表3-5-1のとおりである。

表 3-5-1 障がい福祉サービスの給付実績（月間供給量）

区分	項目	実績	事業所数
介護給付	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援（時間）	24,517	154
	生活介護（人日）	54,521	90
	療養介護（人）	27	4
	共同生活介護（人）	996	82
	施設入所支援（人）	1,993	45
	児童デイサービス（人日）	8,251	36
	短期入所（人日）	2,897	63
訓練等給付	自立支援（機能訓練）（人日）	204	1
	自立支援（生活訓練）（人日）	6,073	29
	就労移行支援（人日）	3,342	36
	就労継続支援（A型）（人日）	7,768	21
	就労継続支援（B型）（人日）	54,392	121
	共同生活援助（人）	417	102
	相談支援（人）	10	46

(注) 実績は平成24年3月分。事業所数は平成24年4月1日現在

### 3 地域生活支援事業の状況

#### (1) 市町村事業分

地域生活支援事業のうち、市町村が行うこととされているサービスの状況は、表3-5-2のとおりである。

#### (2) 県事業分

地域生活支援事業のうち、県が行うこととされているサービスの状況は、表3-5-3のとおりである。

表3-5-2 地域生活支援事業 (市町村事業)

事業名	単位	H23	
			備考
(1) 相談支援事業			
① 相談支援事業			
② 市町村相談支援機能強化事業	か所	22	実施市町村
③ 住宅入居等支援事業	か所	1	実施市町村
④ 成年後見制度利用支援事業	か所	0	実施市町村
(2) コミュニケーション支援事業	人	574	実利用人員
(3) 移動支援事業	か所	114	延べ事業者数
	人	2,162	実利用人員
	時間	16,247	延べ利用時間
(4) 地域活動支援センター			
① 基礎的事業	か所	102	設置数(a)
② 機能強化事業	か所	54	(a)の内数

表3-5-3 地域生活支援事業(県事業)

事業名	H23	
	実施箇所数	利用者数
(1) 専門性の高い相談支援事業		
① 発達障害者支援センター運営事業	1	457
② 障害者就業・生活支援センター事業	8	842
③ 高次脳機能障害者支援普及事業	1	84
(2) 広域的な支援事業		
① 都道府県相談支援体制整備事業等		
ア 都道府県相談支援体制整備事業		
イ 都道府県自立支援協議会		
ウ 障害児等療育支援事業		
② 精神障害者退院促進支援事業		
コミュニケーション支援事業		
障害程度区分認定調査員研修		88
市町村審査会委員研修		5
主治医研修		0
ケアマネジメント従事者初任者研修		109
サービス管理責任者研修事業		442
居宅介護従業者等養成研修事業		37
手話通訳者養成研修事業	1	7
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業	2	24
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	3	308
オストメイト社会適応訓練事業	20	453
音声機能障害者発声訓練事業	3	53
手話通訳設置事業	1	1
字幕入り映像ライブラリー事業	1	137
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	1	127
点字による即時情報ネットワーク事業	1	41
障害者IT総合推進事業(パソコンボランティア養成・派遣事業)	1	131
社会参加促進事業(都道府県障害者社会参加推進センター運営事業)	1	
社会参加促進事業(身体障害者補助犬育成事業)	2	2
社会参加促進事業(奉仕員養成研修事業)	1	62
社会参加促進事業(サービス提供者情報提供等事業)	1	9

## II 身体障がい者福祉

### 1 概要

身体障がい者手帳交付台帳搭載者数は、平成 23 年度末現在で 56,003 人（18 歳未満は 874 人）となっている。また、65 歳以上の高齢者の比率が約 70 パーセント、障がい程度等級 1～2 級の重度障がい者が約 49 パーセントとなっており、高齢化、重度化が特徴としてあげられる。

平成 23 年度中の新規手帳交付者数は、3,844 人で、前年度に比べ 27 人減少している。

これら身体障がい者の福祉施策として、「岩手県障がい者プラン」に基づき、身体障がい者の自立と社会参加の推進のため、雇用の促進、更生相談の実施、自立支援医療の給付及び補装具の交付修理等在宅福祉サービスの充実を図るとともに、県民の理解の普及にも努めた。

また、重度障がい者に対する施策として、重度心身障害者（児）医療費助成、進行性筋萎縮症者の援護などを実施した。

### 2 身体障がい者手帳交付状況

#### (1) 身体障がい者手帳交付者の状況

平成 23 年度末の身体障がい者手帳交付者の区分別内訳の状況は、図 3-5-1 のとおりで、その詳細は表 3-5-4、3-5-5 のほか、統計表編 318～320 ページに掲載している。

図 3-5-1 障がい種類別身体障害者手帳交付台帳搭載者数

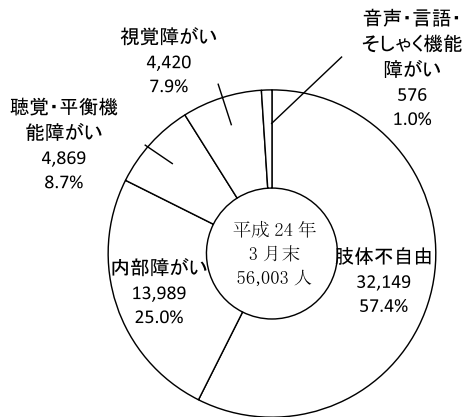


図 3-5-2 高齢身体障がい者構成比の年度別推移

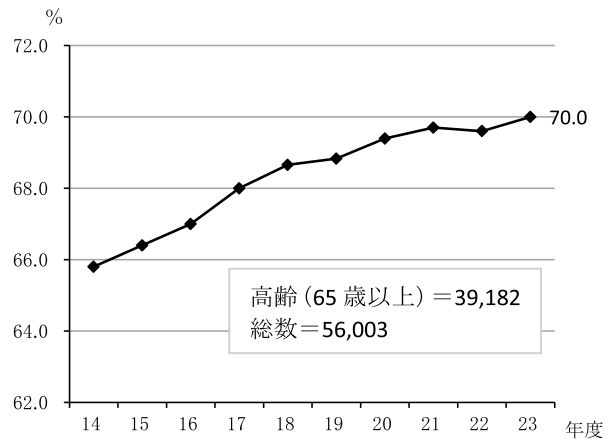


表 3-5-4 障がいの程度別・種類別身体障がい者数

(H24. 3. 31現在)

障がい種類	障がい程度	実数(人)						構成比 (%)							
		総数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	総数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
総	数	56,003	18,073	9,409	8,727	11,635	4,104	4,055	100.0	32.3	16.8	15.6	20.8	7.3	7.2
視	覚 障 が い	4,420	1,446	1,257	352	342	559	464	100.0	32.7	28.4	8.0	7.7	12.7	10.5
聴	覚・平 衡 機 能 障 が い	4,869	68	1,192	684	761	39	2,125	100.0	1.4	24.5	14.1	15.6	0.8	43.6
音	声・言 語・そ しゃく 機 能 障 が い	576	9	37	312	218	—	—	100.0	1.6	6.4	54.2	37.8	—	—
肢	体 不 自 由	32,149	7,094	6,829	5,795	7,459	3,506	1,466	100.0	22.1	21.2	18.0	23.2	10.9	4.6
内	部 障 が い	13,989	9,456	94	1,584	2,855	—	—	100.0	67.6	0.7	11.3	20.4	—	—

表 3-5-5 障がいの種類別・年齢別身体障がい者数

(H24. 3. 31現在)

障がい種類	障がい程度	総数		0～17歳		18～19歳		20～64歳		65～69歳		70歳以上	
		実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)	実数(人)	率(%)
総	数	56,003	100.0	874	1.5	117	0.2	15,830	28.3	5,197	9.3	33,985	60.7
視	覚 障 が い	4,420	100.0	33	0.8	16	0.4	1,257	28.4	376	8.5	2,738	61.9
聴	覚・平 衡 機 能 障 が い	4,869	100.0	113	2.3	15	0.3	1,012	20.8	325	6.7	3,404	69.9
音	声・言 語・そ しゃく 機 能 障 が い	576	100.0	4	0.7	0	0.0	233	40.5	67	11.6	272	47.2
肢	体 不 自 由	32,149	100.0	470	1.5	62	0.2	9,729	30.3	3,103	9.6	18,785	58.4
内	部 障 が い	13,989	100.0	254	1.8	24	0.2	3,599	25.7	1,326	9.5	8,786	62.8

(2) 身体障がい者手帳新規交付状況

身体障がい者手帳の新規交付状況は表 3-5-6 のとおりである。

表 3-5-6 身体障がい者手帳新規交付状況

(単位:人)

障がい 年度	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そ しゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
19	176 (6)	215 (8)	41 (1)	2,072 (46)	1,446 (39)	3,950 (100)
20	180 (4)	191 (7)	33 (0)	1,840 (25)	1,486 (26)	3,730 (62)
21	172 (4)	196 (8)	52 (1)	1,995 (35)	1,533 (34)	3,948 (82)
22	147 (4)	191 (12)	48 (0)	1,860 (38)	1,625 (35)	3,871 (89)
23	134 (4)	188 (9)	47 (0)	1,860 (34)	1,615 (31)	3,844 (78)

(注) ( ) 書きは18歳未満の者

3 自立助長、社会参加の促進

(1) 交流の促進

ふれあいランド岩手の運営

障がい者等を含めたすべての県民が、スポーツ、レクリエーション活動を通じて相互交流しあえるような施設として「ふれあいランド岩手」を平成 6 年 12 月に開設し、平成 23 年度は、障がい者・高齢者を含め概ね 145 千人の県民の利用があった。(東日本大震災の影響により例年に比して減)

(2) 自立の支援

盲人ホーム

盲人ホームは、あんま、はり、きゅう師の免許を有する視覚障害者で、自営又は雇用されることが困難な人々のための利用に供すると共に、必要な技術を指導する施設で、平成 23 年度の利用登録者は 0 人となっている。(H18.10から市町村地域生活支援事業として市町村が実施)

(3) 社会参加の促進

1) 障がい者社会参加促進事業

障がい者が住みなれた地域社会の中で自立し、社会に参加できるよう必要な援助を行うことにより、障がいの有無にかかわらず誰もが明るく暮らせる社会作りを促進するため身体障がいにおいては、表 3-5-7 に掲げる事業を社会福祉法人岩手県社会福祉事業団等に委託して実施した。(平成 19 年度より視覚、聴覚障がい者生活訓練事業、手話通訳者、要約筆記奉仕員派遣事業について市町村へ移管)

2) 字幕入りビデオカセット制作事業

聴覚障がい者への情報を提供し、社会参加を促進するため、字幕を挿入したビデオカセットを制作し、貸出する事業を実施した。(平成 2 年 10 月から)

制作委託：(社福) 聴力障害者情報文化センター

55 番組、3,309 分

表 3-5-7 地域生活支援事業(県・市町村事業)

事業項目	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
点訳奉仕員養成事業	箇所数	1	1	1	1	1
	日数	31	32	33	30	33
	受講人員	272	333	409	239	182
音訳奉仕員養成事業	箇所数	1	1	1	1	1
	日数	29	37	34	33	36
	受講人員	294	394	264	316	318
手話通訳者養成事業	箇所数	1	1	1	1	1
	日数	16	17	16	15	18
	受講人員	14	7	11	8	7
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	箇所数	3	3	3	3	3
	日数	49	52	55	53	53
	受講人員	316	384	395	315	308
障がい者スポーツ教室開催事業	箇所数	17	15	18	18	18
	日数	20	17	21	21	21
	受講人員	589	609	848	924	924
オストメイト社会適応訓練事業	箇所数	21	21	21	22	22
	日数	21	21	21	22	22
	受講人員	564	500	486	625	453
ガイドヘルパーネットワーク事業	箇所数	1	1	1	1	1
	利用人員	35	25	29	48	24
要約筆記奉仕員養成事業	箇所数	1	1	2	2	2
	日数	26	19	15	15	15
	受講人員	273	278	95	98	39

3) 視聴覚障がい者情報センター

視聴覚障がい者情報センターは、点字図書館と聴覚障がい者情報提供施設を併せ持つ施設として、点字図書、録音図書及び字幕入りビデオの収集、閲覧、貸出しを行う施設で、県内の視聴覚障がい者の教養文化の向上に努めている。

4) 障がい者スポーツ大会

障がい者が、スポーツを通じて体力と社会生活への適応能力の向上を図るとともに、障がい者に対する一般の人々の理解を深めることを目的とする。

① 岩手県障がい者スポーツ大会（県大会）

東日本大震災の影響により中止。

② 全国大会強化合宿

場所：盛岡市（2日間）

選手（個人競技）：27人

経費：619千円

③ 全国障害者スポーツ大会

期日：平成23年10月22日～24日

場所：山口県

派遣選手：42人

経費：116,654千円

5) 市町村地域生活支援事業

障がい者にとって最も身近な市町村において、障がい者のニーズに応じた「相談支援事業」「移動支援事業」「日常生活用具給付等事業」等を実施することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図るもので、全市町村が実施した。

表3-5-8 点字図書館の来館者

(単位:人)

年度	点字点訳関係	朗読録音関係	その他	計
19	1,074	3,913	2,727	7,714
20	1,206	4,637	2,722	8,565
21	931	15,071	2,321	18,323
22	898	14,242	1,626	16,766
23	931	14,207	79	15,217

表3-5-9 奉仕員の養成（講習修了者）

(単位:人)

年度	点訳奉仕員	音訳奉仕員	録音図書校正奉仕員
18	9	9	0
19	7	6	7
20	5	4	6
21	5	3	7
22	7	9	0
23	5	10	5

表3-5-10 点字図書館の蔵書数

(単位:冊)

区分 年度	登録人員	蔵書数							
		点字図書館				録音図書			
		計	自館制作	厚労省	その他	計	自館制作	NHK財団	その他
19	719	31,188	17,438	8,845	4,905	51,206	28,595	5,318	17,293
20	729	31,607	17,723	8,927	4,957	52,110	29,400	4,738	17,972
21	739	32,125	18,077	9,051	4,997	52,963	30,245	5,302	17,416
22	704	32,613	18,352	9,221	5,040	53,742	31,010	5,302	17,430
23	711	33,218	18,116	9,408	5,694	53,624	31,049	5,245	17,330

表3-5-11 点字図書館の利用状況

区分 年度	利用状況				利用延人員 (人)	登録者 1人当り 利用冊数	蔵書数 (冊)	蔵書の 利用率 (%)
	計	点字図書 (冊)	声の図書 (巻)	CD図書 (枚)				
18	53,710	2,632	43,299	7,779	15,786	75	122,844	43.7
19	51,102	2,798	38,732	9,572	26,712	71	87,246	58.6
20	48,886	2,465	34,165	12,256	16,217	67	89,037	54.9
21	44,334	2,418	28,127	13,789	16,002	60	90,732	48.9
22	38,450	2,363	22,081	14,006	15,140	55	92,312	41.7
23	32,661	2,398	13,618	16,645	15,208	42	93,255	35.0

表 3-5-12 点訳奉仕員、音訳奉仕員活動状況

区分 年度	奉仕員数 (人)				活動状況							
					点訳奉仕員				音訳奉仕員		録音図書 編集奉仕員	
	計	点訳 奉仕員	音訳 奉仕員	録音図書 編集奉仕員	冊数 (冊)	貢数 (貢)	1人当り 冊数 貢数		テープ (巻)	1人 当り	枚数 (枚)	1人 当り
19	237	106	96	35	376	53,097	3.5	501	884	9.2	251	7.2
20	248	111	98	39	403	53,443	3.6	481	924	9.4	271	6.9
21	231	102	96	33	318	43,837	3.1	430	928	9.7	284	8.6
22	224	101	92	31	506	69,349	5.0	687	961	10.4	244	7.9
23	229	100	101	28	402	56,323	4.0	563	1,107	11.0	253	9.0

6) 市町村における相談指導の状況

身体障がい者の社会参加の促進を図るため、更生医療及び補装具の給付、特別障害者手当等の支給など経済的、精神的援助活動を行っている。

7) 身体障害者相談員

身体障害者相談員は、身体障がい者の一般的相談指導のほか、身体障がい者の地域活動の中核体としてその活動の推進に当たっている。

8) ろうあ者・盲ろう者相談員

ろうあ者・盲ろう者相談員は、手話又は筆記など意思伝達の方法に限られるろうあ者・盲ろう者の相談に応じ、意思の交流等を円滑にするため、県単独事業として昭和 48 年度から設置しており、活動内容ではコミュニケーションに関すること、家庭に関することが多くを占めている。

9) ろうあ者・盲ろう者福祉専門員

本庁を訪問するろうあ者・盲ろう者とのコミュニケーションの円滑化及び手話の普及を図るため、昭和 57 年から障がい保健福祉課に 1 名を配置している。

表 3-5-13 ろうあ者・盲ろう者相談員活動状況

年度	相 談 員 (人)	勤 務 日 数	相談態様			活 動 内 容											
			来 所	訪 問	そ の 他	家 庭	仕 事	養 育	年 金 等	身 障 手 帳	補 装 具	医 療	支 援 ・ 介 護 保 険 等	コ ミュ ニ ケー シ ョ ン	そ の 他	計	講 習 会 ・ 会 議 等 (回)
19	13	2,901	619	789	1,042	589	372	164	325	62	94	832	70	660	588	2,756	794
20	13	2,847	511	710	915	474	325	128	272	67	32	615	46	571	494	3,024	798
21	13	2,866	540	655	958	507	279	78	157	63	42	710	94	530	554	3,014	742
22	13	2,942	538	814	747	427	379	65	156	41	40	615	116	493	480	2,812	644
23	13	2,968	536	891	671	470	212	134	207	58	46	637	81	524	507	2,876	744

(注) 「その他」は携帯電話等による相談

10) 福祉総合相談センター（旧身体障害者更生相談所）

福祉総合相談センター（旧身体障害者更生相談所）は、更生援護の基礎となる医学的、心理学的、職能的判定や補装具の処方及び適合判定を行うとともに、必要な相談指導を行うところである。また、必要に応じて県内を巡回して、その業務を行っている。

平成 23 年度の更生相談の取扱件数は 4,125 件、判定件数は 3,325 件であり、その内容は表 3-5-14、表 3-5-15 及び表 3-5-16 のとおりである。

11) 「いわてグラフ」点字版の発行（平成 23 年度）

県の広報誌「いわてグラフ」の点字版を発行し、視覚障害者に無料配布することにより県内の動向情報等を提供し、視覚障害者の福祉の増進を図っている。

発行部数（年 5 回） 400 部/回（1 回あたり）

表 3-5-14 福祉総合相談センター（旧身体障害者更生相談所）の相談判定状況（H24.3.31現在）

年度	相談態様	取扱実人員	相談件数						計	判定件数	判定書交付件数
			更生医療	補装具	職業	施設	生活	その他			
19	来所	4,953	812	1,309	37	6	168	2,663	4,995	3,683	1,542
	巡回	458	0	443	0	0	0	39	482	623	580
	計	5,411	812	1,752	37	6	168	2,702	5,477	4,306	2,122
20	来所	4,074	809	1,032	24	4	118	2,138	4,125	3,058	1,464
	巡回	361	0	541	0	0	0	16	557	557	541
	計	4,435	809	1,573	24	4	118	2,154	4,682	3,615	2,005
21	来所	3,291	755	1,089	14	1	146	1,335	3,340	2,503	1,485
	巡回	357	0	350	0	0	0	16	366	568	546
	計	3,648	755	1,439	14	1	146	1,351	3,706	3,071	2,031
22	来所	3,391	755	1,241	26	3	159	1,424	3,608	2,614	1,609
	巡回	318	0	318	0	0	0	0	318	501	501
	計	3,709	755	1,559	26	3	159	1,424	3,926	3,115	2,110
23	来所	3,737	740	1,152	23	5	199	1,644	3,763	2,726	1,553
	巡回	362	0	362	0	0	0	0	362	599	594
	計	4,099	740	1,514	23	5	199	1,644	4,125	3,325	2,147

表 3-5-15 判定状況（項目別）（単位：件・%）

項目	来所		巡回		計	
	件数	率	件数	率	件数	率
手帳診断	40	1.5	0	0.0	40	1.2
更生医療	517	19.0	0	0.0	517	15.5
補装具	1,024	37.6	599	100.0	1,623	48.8
心理判定	0	0.0	0	0.0	0	0.0
職能判定	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の判定	1,145	42.0	0	0.0	1,145	34.4
計	2,726	100.0	599	100.0	3,325	100.0

表 3-5-16 補装具判定状況（項目別）

種類	（単位：件・%）	
	件数	率
義手	45	2.8
義足	242	15.1
装具	769	47.9
車椅子	284	17.7
補聴器	217	13.5
その他	48	3.0
計	1,605	100.0

#### 4 福祉サービスの充実

##### (1) 在宅福祉の充実

##### 1) 自立支援医療（更生医療）の給付

更生医療は、身体障がい者の障がいを軽減・除去するため、本人の申請に基づき、知事が指定する指定自立支援医療機関で行われている。その実施状況は、表 3-5-17 及び統計表編 322 ページのとおりである。

##### 2) 重度心身障がい者（児）医療費助成

重度心身障がい者（児）の適正な医療を確保することにより、これら障がい者（児）の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため、全市町村が重度心身障がい者（児）医療費給付事業を実施しているが、それに対し表 3-5-18 のとおり補助金を交付した。

なお、昭和 63 年 8 月 1 日から所得制限を導入して交付している。

また、平成 7 年 8 月 1 日から所得制限を緩和するとともに支給方法を償還払いに改めた。

表 3-5-17 自立支援医療（更生医療）給付状況

年度	市 分		町 村 分	
	給付件数 (件)	金額 (千円)	給付件数 (件)	金額 (千円)
19	356	295,518	118	75,778
20	262	220,268	128	83,939
21	362	359,734	213	80,642
22	399	429,795	217	93,144
23	442	489,026	168	77,806

表 3-5-18 重度身体障害者（児）医療費給付状況

年度	対象者数 (人)	うち、老人医療又は後期高齢者医療制度適用者	給付件数 (件)	うち、老人医療又は後期高齢者医療制度適用者	県補助額 (千円)	うち、老人医療又は後期高齢者医療制度適用者
19	31,321	17,551	474,191	260,168	1,298,117	565,886
20	31,696	16,939	490,535	258,011	1,373,682	553,229
21	32,024	16,690	503,993	258,758	1,389,871	542,158
22	32,249	16,519	505,479	255,226	1,419,143	532,147
23	31,939	16,026	476,235	234,924	1,317,750	477,814

(注) 県補助額には、市町村に交付した審査集計手数料を含む。

3) 在宅重度障がい者家族介護慰労手当

在宅重度障がい者と同居して、常時その介護に従事している者の負担の軽減を図っており、その実施状況は表 3-5-19 のとおりである。

4) 特別障害者手当等の支給

精神又は身体に重度の障がいをもつ者に特別障害者手当等を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図っている。支給状況は、表 3-5-20 のとおりである。

5) 在宅進行性筋萎縮症患者に対する指導

進行性筋萎縮症に罹患している在宅の身体障がい者に対して、専門医等による診査・相談事業を実施した。

(ブロック：指導人員)

県北：19人 県央：19人

県南：3人 沿岸：0人(東日本大震災津波のため未実施)

(2) 施設福祉の充実

1) 療育センター（障がい者支援施設）

平成 23 年度の利用者（17 人）の職能別比率は図 3-5-3 のとおりであり、障がい等級別構成比は図 3-5-4 のとおりである。また、平成 23 年度退所者の進路は表 3-5-21 のとおりである。

2) 療育センター（肢体不自由児施設）

肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童を入所させ、治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を与えるもので、施設の状況は表 3-5-22 のとおりである。

「療育センター」は、肢体不自由児施設及び障がい者支援施設の複合施設の名称である。

図 3-5-3 療育センター（障がい者支援施設）  
職能別入所者の比率

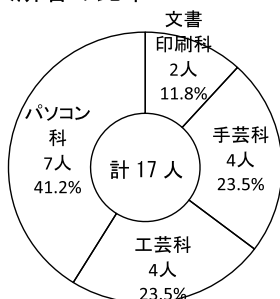


表 3-5-19 在宅重度障がい者家族介護慰労  
手当支給

年度	給付対象者数 (人)	支給月額 (円)	支給総額 (千円)
19	32	3,500	635
20	29	3,500	607
21	27	3,500	567
22	25	3,500	497
23	27	3,500	550

表 3-5-20 特別障害者手当等の支給状況

	年度	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	合計
支給対象者数 (人)	19	1,375	657	94	2,126
	20	1,408	695	84	2,187
	21	1,438	694	74	2,206
	22	1,461	681	61	2,203
	23	1,448	671	48	2,167
支給月額 (円)	19	26,440	14,380	14,380	/
	20	26,440	14,380	14,380	
	21	26,440	14,380	14,380	
	22	26,440	14,380	14,380	
	23	26,340	14,330	14,330	
支給総額 (千円)	19	433,378	111,689	17,155	562,222
	20	436,974	117,701	15,775	570,450
	21	451,965	119,412	13,647	585,024
	22	457,333	118,822	12,050	588,205
	23	443,852	116,126	10,023	570,001

図 3-5-4 療育センター（障がい者支援施設）  
入所者障がい等級別割合

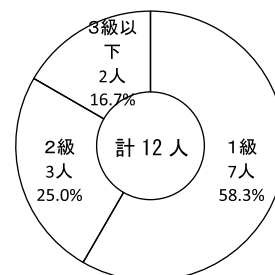




表3-5-21 療育センター（障がい者支援施設）退所者の進路

種 別	退所者数
授産施設	4人
在宅	0人
リハ施設	0人
一般就労	2人
その他	0人
計	6人

表3-5-22 療育センター（肢体不自由児施設）の状況

施設名	設置者	定 員	入所児童数
療育センター	岩手県	一般入園 60人	31人
		通 園 15人	15人

### Ⅲ 知的障がい者福祉

#### 1 概 要

本県の知的障がい児（者）数は、平成24年3月の療育手帳所持者数から、10,638人と把握されている。

これらの知的障がい児（者）に対しては、乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージに応じた養育、教育、職業訓練、自立援助など多様な援助が必要である。

このため、保健医療の分野との連携による早期発見、早期療育体制の充実に努めたほか、障害者自立支援法に基づく福祉サービスや働く場・活動の場の確保など、地域生活を支援する事業等の充実に努めた。

このほか、岩手県障がい者スポーツ大会や療育キャンプなどを通じて社会参加の促進を図った。

#### 2 自立助長、社会参加の促進

##### (1) 自立の支援と社会参加の促進

##### 1) 職親委託

職親委託は、知的障がい者の自立更進行を図るため一定期間職親にあずけて、能力に応じた生活指導と技術習得訓練を行い、就職に必要な素地を与えると共に、雇用促進と職場における定着性を高めることを目的としている。

職親登録者数及び職親委託者数の状況は、

表3-5-23のとおりである。

表3-5-23 職親登録及び職親委託の状況

年度	区分	職親登録者数	委託職親数	委託知的障がい者数
19		48	22	30
20		49	20	23
21		49	18	21
22		45	10	12
23		47	13	18

##### 2) 福祉総合相談センター（旧知的障がい者更生相談所）

福祉総合相談センター（旧知的障がい者更生相談所）は、知的障がい者の更生援護の基礎となる医学的、心理学的、機能的判定を行うと共に、その家族の相談を受けて更生に最も適する方法を助言指導している。

また、相談所においては、来所して相談支援を受けることができない知的障がい者や保護者のために巡回相談を実施しており、相談、判定の状況は表3-5-24のとおりである。

表3-5-24 知的障がい者更生相談所の相談判定状況

年度	取扱実人員			相談件数			判定件数			判定書交付件数		
	来所	巡回	計	来所	巡回	計	来所	巡回	計	来所	巡回	計
19	424	203	627	659	245	904	702	282	984	510	231	741
20	598	189	787	670	238	908	748	289	1037	657	243	900
21	666	159	825	737	205	942	792	295	1051	735	200	935
22	698	185	883	742	206	948	629	237	866	733	184	917
23	878	204	1082	921	240	1161	767	262	1,029	907	231	1138

##### 3) 市町村における知的障がい者相談状況

市町村では、知的障がい者の福祉に関する相談及び訪問指導により本人及び保護者等からの相談に応じている。

##### 4) 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、社会奉仕精神に基づき、知的障がい者の更生援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ、必要な助言指導を行うとともに、関係機関の業務の円滑な遂行及び住民の知的障がい者に対する正しい理解の啓発を行っている。

5) 療育手帳の交付

知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするために、療育手帳を交付し、もって知的障がい児（者）の福祉の増進に資することを目的として昭和49年度から実施している。手帳の新規交付状況は表3-5-25のとおり、療育手帳所持者数の年度別状況は表3-5-26のとおりである。

表3-5-25 療育手帳新規交付状況 (単位：件)

区分 年度	A (重度)	B (その他)	計
19	59	282	341
20	52	297	349
21	50	330	380
22	38	323	361
23	43	300	343

表3-5-26 療育手帳所持者数の年度別状況

区分 年度	総 数			18歳未満			18歳以上		
	計	A	B	計	A	B	計	A	B
19	9,487	3,938	5,549	1,760	770	990	7,727	3,168	4,559
20	9,789	3,988	5,801	1,820	797	1,023	7,969	3,191	4,778
21	10,112	4,030	6,082	1,802	768	1,034	8,310	3,262	5,048
22	10,362	4,050	6,312	1,843	750	1,093	8,519	3,300	5,219
23	10,638	4,060	6,578	1,891	734	1,157	8,747	3,326	5,421

6) 地域生活支援事業

① 障がい者110番運営事業

電話相談：220件、来所相談：18件、弁護士相談：26件 合計264件

② レクリエーション教室開催事業

フライングディスク交流会（盛岡市）：309人参加、療育キャンプ（いこいの村岩手）：10人参加

3 福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

1) 心身障害者扶養共済制度

心身障がいのため独立自活が困難な者のため、その保護者が共済制度に加入し、保護者が死亡又は重度障がいとなった場合、障がい者に対して年金を支給するもので、昭和45年から実施している。加入者及び年金受給者の状況は表3-5-27のとおりである。

表3-5-27 心身障害者扶養共済制度及び年金受給者の状況

年度	前年度 末現在 加入 数	本年度 中加入 数	本年度 脱退 数	本年度 末現在 加入 数	年 受 口 金 給 数
19	926	48	4	939	645
20	939	3	14	884	666
21	884	3	3	841	678
22	841	4	3	809	681
23	809	5	0	775	694

2) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、障がい児の福祉の増進を図るため、20歳未満の中度以上の障がい児（国民年金法による障がいの程度2級以上）を養育している者に対し支給されるものである。しかし児童扶養手当と同様に、一定額以上の所得がある場合は、支給制限がある。

手当の月額、児童1人については1級50,550円、2級33,670円であり、23年度末現在の手当受給者数は表3-5-28のとおりである。

また、支給対象児童数は3,276人であり、23年度支給した手当の総額は15億2773万円である。

平成7年度からの支給状況は統計表編315ページのとおりである。

表3-5-28 特別児童扶養手当の受給者及び対象児童数の推移

(単位：人)

年度	受給者数	対象児童数	対象児童の障がい別内訳						
			外 部	内 部	知 的	精 神	知的・精神	重複障がい	
19	2,497	2,588	1級 305	1級 179	1級 578	1級 244	-	1級 21	
			2級 97	2級 510	2級 341	2級 309	-	2級 4	
20	2,561	2,659	1級 311	1級 157	1級 666	1級 218	-	1級 23	
			2級 109	2級 450	2級 380	2級 340	-	2級 5	
21	2,748	2,856	1級 309	1級 152	1級 734	1級 181	-	1級 26	
			2級 110	2級 471	2級 466	2級 401	-	2級 6	
22	2,882	3,013	1級 311	1級 140	1級 698	1級 108	1級 72	1級 74	
			2級 112	2級 448	2級 393	2級 353	2級 181	2級 123	
23	3,110	3,276	1級 342	1級 151	1級 625	1級 43	1級 131	1級 130	
			2級 102	2級 437	2級 323	2級 356	2級 328	2級 308	

(2) 施設福祉の充実

1) 知的障害児施設

知的障害児施設及び知的障害児通園施設は、知的障がい児を入所又は日々保護者の下から通わせ、これを保護し、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設である。

平成23年度の入所状況は表3-5-29のとおりである。

2) 重症心身障害児施設

重症心身障害児施設は、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させてこれを保護し、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。

平成23年度の入所状況は、表3-5-30のとおりである。

表3-5-29 知的障害児施設の状況  
(平成23年4月1日現在) (単位:人)

施設名	設置(経営)主体	定員	児童(者)数	
			措置	契約
みたけ学園	社福法人	40(20)	15	22
たばしね学園	〃	50(24)	9	27
はまゆり学園	岩手県沿岸知的障害児施設組合	40	7	32
奥中山学園	社福法人	40	4	30
希望ヶ丘学園	〃	30	8	23
計		200(44)	43	134

(注)( )内は重度棟定員の内数

表3-5-30 重症心身障害児(者)施設状況  
(平成23年4月1日現在) (単位:人)

施設名	定員	児童(者)数	
		措置	契約
国立病院機構岩手病院 (一関)	120	0	106
国立病院機構釜石病院 (釜石)	80	0	75
国立病院機構花巻病院 (花巻)	60	0	34
みちのく療育園 (矢巾)	50	0	50
計	310	0	265

知的障害児通園施設の状況

施設名	設置(経営)主体	定員	児童(者)数	
			措置	契約
盛岡市立ひまわり学園	盛岡市(社福法人)	50	0	45
イーハトーブ養育センター	社福法人	30	0	44
計		80	0	89

IV 精神保健福祉

1 概要

本県の精神障がい者数は、平成23年度に入院や通院を行って医療を受けている者20,888人となっている。

今後、精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加を進める上で、偏見や誤解の解消と生活支援等サービスの充実等が重要となる。

2 現状

(1) 精神障がい者の特徴

「精神障がい者」とは、「精神疾患を有する者」と「精神障がいがあるために長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」という二つのとらえ方がある。

このような精神障がい者は、身体障がい者や知的障がい者とは異なり、「病気」と「障がい」が共存しているという特性を持っていることから、この特性を踏まえ、ノーマライゼーションの理念に基づき、その人格が尊重されつつ、可能な限り社会復帰ができる社会づくりをすすめることが必要となる。

(2) 精神障がい者の現状

1) 平成23年度の精神科病院等への入院患者は3,972人、自立支援医療(精神通院)による通院患者は16,916人、合わせて20,888人となっており、入院患者は減少傾向にあるのに対し、精神通院医療受給者は増加傾向にある。

表3-5-31 精神障がい者の受療状況

(入院は各年度6月30日現在、通院は各年度末現在)

年 度	19	20	21	22	23
入院患者数	4,309	4,180	4,059	4,012	3,972
通院公費者数	14,001	14,592	15,825	14,482	16,916
計	18,310	18,772	19,884	18,494	20,888

2) 疾患別では、入院患者の6割以上が統合失調症となっている。精神障がい者の受療状況は、表3-5-31のとおりである。

### 3 自立助長、社会参加の促進

#### (1) 自立の支援

##### 1) 精神障がい者社会適応訓練事業（職親制度）

精神障がい者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の慣用を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障がい者の社会復帰を図ることを目的とする事業である。

回復途上にあり、社会的規範を受け入れる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分であるか、恒常的に維持されない通院中の精神障がい者であって、保健所長が認めた者が対象となる。事業委託期間は、原則として6か月で、3年を限度に更新することができる。

また、協力事業所については、精神障がい者に対する理解が深く、精神障がい者に仕事の手をばし、社会適応訓練を行うことを通じて、その社会的自立を促進するのに熱意を有する事業所で、知事が適当と認めたものである。

精神障がい者の訓練を受け入れた協力事業所に対し、訓練生1人当たり月額2,000円（月額40,000円を限度）の協力奨励金を支払っている。

精神障がい者社会適応訓練事業の実施状況は、表3-5-32のとおりである。

表3-5-32 精神障がい者の社会適応訓練事業の実施状況

年度	協力事業所		訓練者 実数	社会復帰者(A)		その他の者 (B)	計 (C=A+B)	訓練 継続者	社会復帰 者の割合 (A/C)
	登録数	受入数		就労	家庭復帰				
19	175	46	86	13	3	19	35	51	45.7
20	180	41	79	10	8	21	39	40	46.2
21	182	30	56	5	2	16	23	33	30.4
22	181	28	49	9	0	23	32	17	28.1
23	184	21	31	6	1	6	13	18	53.8

#### 2) 精神保健福祉センター

精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及、調査研究ならびに複雑な相談し同事業を行うとともに、保健所、市町村その他精神保健福祉関係機関に対し、技術指導、技術援助を行う機関である。業務の主な内容は、次のとおりである。

- ア 保健所、市町村及び関係機関に対する、専門的な立場からの積極的な技術指導や技術援助
  - イ 一般住民に対する精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識と理解に関する普及啓発
  - ウ 医師、保健師、精神保健福祉相談員などの専門スタッフによる精神保健福祉に関する相談及び健康相談や思春期、アルコール、自殺予防などの特定相談
  - エ 家族会、当事者会など組織の育成や活動への協力のほか、精神保健ボランティアの活動支援
- 精神保健福祉センターにおける事業実績は、表3-5-33のとおりである。

表3-5-33 精神保健福祉センターにおける事業実績

年度	事業 精神保健 相談	技術援助 ・指導	研修会	広報普及のうち講習会等		調査研究
				回数	参加人数	
19	2,499件	225回	12回	16回	3,719人	16題
20	2,476件	382回	11回	25回	1,310人	4題
21	2,939件	405回	20回	26回	784人	1題
22	3,624件	466回	48回	24回	1,078人	1題
23	3,703件	639回	39回	7回	506人	0題

### 3) 保健所

保健所では、精神障がい者が地域において自立して生活できるよう、さまざまな活動を行っている。業務の主な内容は次のとおりである。

ア 保健所を会場とし、精神科医師や保健師等による定期的な精神保健相談

イ 回復途上にある精神障がい者を対象とした、医療機関と連携した、保健師による訪問指導

ウ 精神障がいに関する正しい知識普及のための講演会や家族教室の開催及び地域住民との交流を深めるための地域交流会などの活動

エ 精神障がい者家族会への活動支援

保健所における精神保健相談及び訪問指導の状況は、表3-5-34のとおりである。

**表3-5-34 県保健所における精神保健相談及び訪問指導の状況** (件)

年 度	19	20	21	22	23
精神保健相談	3,468	2,913	2,337	2,885	2,722
訪問指導	780	1,820	500	377	423

### 4) 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰の促進と自立を図ることを目的とする制度である。

精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者が対象となり、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断し、1級～3級の3等級で判定される。

なお、手帳の有効期限は2年となっており、2年ごとに障がいの状態を再認定し、更新する。

手帳交付により援助措置は、次のとおりである。

ア 所得税、住民税の障害者控除の適用、利子等の非課税、自動車税等の減免などの税制上の優遇措置

イ 1級又は2級の場合の生活保護の障害者加算の認定

ウ 県の公共施設の利用料免除

平成23年度末現在の当該手帳の交付状況は、表3-5-35のとおりである。

**表3-5-35 精神障害者保健福祉手帳の交付状況** (平成23年度末現在)

等 級	1 級	2 級	3 級	計
交付件数	2,542	2,914	885	6,341

### 5) 精神保健福祉団体の活動

精神保健福祉関係団体としては、次のような団体があり、それぞれ自主的な活動を行っている。各団体の組織活動等は、次のとおりである。

ア 岩手県精神保健福祉協会

県民の精神保健福祉の向上を目的として、精神科病院、精神科診療所、社会復帰施設等の精神保健福祉関係者で構成される団体で、知識の普及啓発や県精神保健福祉大会の開催などの活動を行っている。

所在地 〒020-0015 盛岡市本町通3丁目19-1 県精神保健福祉センター内 [Tel 019-629-9617]

イ 日本精神科病院協会岩手県支部

所在地 〒028-2311 紫波町犬渕字南谷地108-3 平和台病院内 [Tel 019-672-2266]

ウ 日本精神科看護技術協会岩手県支部

所在地 〒020-0824 盛岡市東安庭2丁目5-14 [Tel 019-604-7006]

エ 岩手県精神保健福祉連合会

所在地 〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内 [Tel 019-637-7600]

オ 岩手県断酒連合会

所在地 〒027-0066 宮古市田の神1-3-38 裃地方 [Tel 0193-62-8915]

## 第6 低所得者福祉

### I 生活保護

#### 1 概要

生活保護法に基づく保護の実施にあたっては、法に即した適正な実施と相談指導、関係機関との連携等により、被保護者の自立助長を図った。

その結果、平成23年度において保護を受けた世帯及び人員（以下「被保護世帯及び被保護人員」という。）は表3-6-1のとおり、10,511世帯、14,844人である。

人口千人当りの被保護実人員（以下「保護率」単位‰パーミル）でみると11.2パーミルとなり、保護率は前年度を上回った。

昭和59年度以降、被保護世帯数、被保護人員、保護率とも減少傾向にあったが、平成10年度からいづれも増加に転じ、23年度も引き続き増加している。

保護状況の詳細な統計表は、統計表編326ページのとおりである。

表3-6-1 被保護世帯、被保護人員及び保護率の推移(年度平均)

内訳	被保護世帯		被保護人員		保護率(%)
	実数(世帯)	指数	実数(人)	指数	
19	8,033	100	11,294	100	8.2
20	8,407	104.7	11,747	104.0	8.6
21	9,240	115.0	12,994	115.0	9.6
22	10,223	127.3	14,499	128.4	10.8
23	10,511	130.8	14,844	131.4	11.2

#### 2 保護の開始・廃止

##### (1) 開始・廃止世帯

平成23年度は、開始世帯1,520世帯に対して廃止世帯は1,660世帯となり、廃止世帯が140世帯上回っている。

また、平成22年度に比較してみると開始世帯は392世帯減少し、廃止世帯は586世帯増加した。

##### (2) 開始・廃止人員

平成23年度に保護を開始した人員は2,188人、廃止した人員は2,249人となり、廃止人員が61人上回っている。

また、平成22年度に比較してみると、開始人員で668人減少し、廃止人員では872人増加した。

##### (3) 理由別開始・廃止の状況

開始、廃止の状況を理由別にみると、表3-6-2のとおりで、開始世帯では、「傷病」に起因するものが最も高い比率を占め、22.2パーセントとなっている。

以下、「勤労収入の減少」15.6パーセント及び、「不労収入の減少」13.7パーセントと続いている。

一方、廃止世帯では、「死亡」28.0パーセント、「不労収入の増加」18.2パーセント、「勤労収入の増加」13.7パーセントの順になっている。

表3-6-2 理由別、開始・廃止状況の推移

(単位：%)

年度	理由	開始					理由	廃止					
		傷病	勤労収入の減少	不労収入の減少	主の死亡 離別不在 老衰	その他		傷病の治癒	死亡	勤労収入の増加	不労収入の増加	その他	
開始	19	34.5	12.6	17.5	4.5	30.9	廃止	19	1.6	32.1	11.6	11.2	43.5
	20	28.7	18.3	18	3.9	31		20	1	36.1	9.2	14.9	38.8
	21	22.1	27.3	23.7	4.1	22.7		21	0.9	33.8	10.3	14.4	40.6
	22	21.8	20.7	17.6	4.5	35.4		22	0.2	38.9	11.2	12.3	37.4
	23	22.2	15.6	13.7	5.9	42.6		23	0.1	28.0	13.7	18.2	40.0

(4) 労働力類型別開始・廃止の状況

労働力類型別に開始・廃止世帯をみると、いずれも非稼働世帯が大半を占めており、平成 23 年度は表 3-6-3 のとおり開始世帯では 89.0 パーセントを非稼働世帯が占めている。稼働世帯（世帯主の稼働 8.9 パーセント、世帯員の稼働 2.1 パーセント）は 11 パーセントとなっている。

一方、廃止世帯の状況をみると、非稼働世帯が 84.7 パーセントを占めている。稼働世帯（世帯主の稼働 11.9 パーセント、世帯員の稼働 3.4 パーセント）は 15.3 パーセントとなっている。

廃止世帯の中で非稼働世帯が占める割合が高いが、その要因としては、年金制度及び福祉諸施策の充実が影響しているものと考えられる。

表 3-6-3 労働力類型別開始・廃止の状況の推移

(1) 開始 (単位：%)

年度	世帯主の稼働	世帯員の稼働	非稼働
19	9.1	2.2	88.7
20	8.9	1.8	89.3
21	10.0	2.9	87.1
22	9.7	3.0	87.3
23	8.9	2.1	89.0

(2) 廃止 (単位：%)

年度	世帯主の稼働	世帯員の稼働	非稼働
19	10.6	2.2	87.2
20	11.5	2.3	86.2
21	12.7	2.0	85.3
22	9.7	2.0	88.3
23	11.9	3.4	84.7

3 被保護世帯等の状況

被保護世帯数は、昭和 40 年代の末から減少傾向で推移してきたが、長びく景気の停滞等の影響を受け、平成 10 年度から増加に転じている。

(1) 世帯人員別被保護世帯数

一世帯当たり人員の減少傾向は、平成 23 年 7 月 1 日現在で実施された第 65 回被保護者全国一斉調査の結果にも現われている。

それによると、表 3-6-4 のとおりで単身世帯が 74.3 パーセントと圧倒的に多く、2 人世帯の 16.5 パーセントと合わせて全世帯の 90.8 パーセントを占めている。

(2) 世帯類型別被保護世帯数

被保護世帯を世帯類型別にみると、表 3-6-5 のとおりの構成になっており、高齢者世帯の占める割合が高く 41.1 パーセントを占めている。次に傷病・障害者世帯が 32.9 パーセントを占めている。

このほか、その他世帯 20.2 パーセント、母子世帯 5.8 パーセントとなっているが、高齢、母子、傷病、障害といった、何らかの形で看護を要する世帯は 79.8 パーセントとその大半を占めている。

なお、高齢者の区分けは、従来女性は 60 歳以上であったが、平成 17 年度に男女とも 65 歳以上に変更されている。

表 3-6-4 世帯人員別被保護世帯 (H23.7.1現在)

内訳	世帯人員	総	1	2	3	4	5	6	7
		数	人	人	人	人	人	人	人以上
世帯数 (世帯)		9,893	7,346	1,629	516	250	86	38	28
割合 (%)		100.1	74.3	16.5	5.2	2.5	0.9	0.4	0.3

表 3-6-5 世帯類型別世帯構成比の推移

(単位：%)

年度	世帯類型	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他世帯
19		100	43.6	5.5	36.5	14.4
20		100	44.1	5.5	35.3	15.1
21		100	42.5	5.5	34.4	17.6
22		100	41.4	5.7	33.1	19.8
23		100	41.1	5.8	32.9	20.2

図3-6-1 世帯類型別被保護世帯数  
(23年度平均)

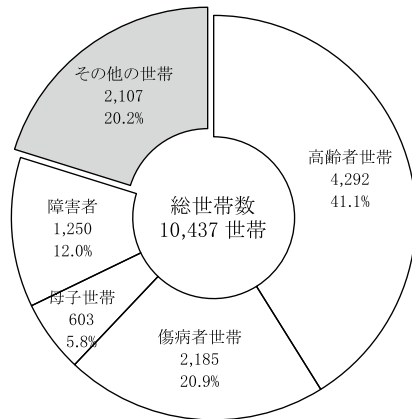
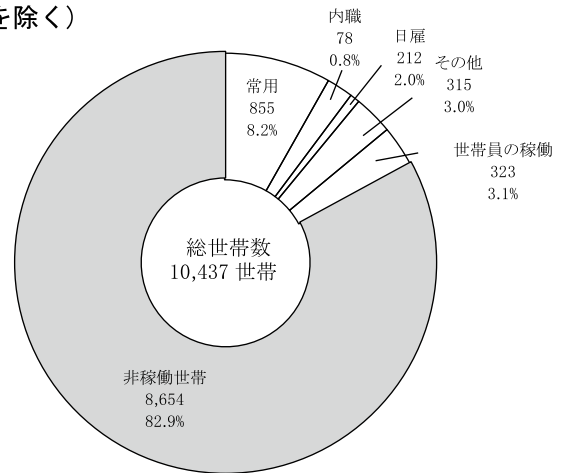


図3-6-2 労働力類型別世帯数(停止世帯を除く)



(3) 労働力類型別被保護世帯数

福祉行政報告例による平成23年度の労働力類型別世帯数の状況は、表3-6-6のとおりで、非稼働世帯が82.9%となった。また、稼働世帯について、その他の就労の占める割合は減少傾向が続いている中で、常用世帯の割合が増加した。一方、全国平均の非稼働世帯の割合は86.5%となっており、本県より高率である。

本県の非稼働世帯の比率が全国平均を下回っている理由として、小規模な野菜自給等の労働形態が多いことが挙げられる。

表3-6-6 労働力類型別世帯の推移

(単位：%)

年度	労働力類型	稼働世帯					非稼働世帯	総数	
		世帯主が働いている世帯							
		計	常用	日雇	内職	その他			
19		14.1	6.1	1.7	1.8	4.5	3.4	82.5	100.0
20		14.1	6.4	1.8	1.9	4	3	82.9	100.0
21		14.0	6.6	2	1.5	4.0	2.6	83.3	100.0
22		14.0	7.3	2.1	1.2	3.4	2.8	83.2	100.0
23		14.0	8.2	2.0	0.8	3.0	3.1	82.9	100.0

(4) 被保護人員

平成23年度被保護人員は、前年度に比較し、345人増の14,844人となった。これは前年度比2.4パーセントの増加である。扶助別人員も、全体として増加傾向となっている。また、医療扶助人員は、昭和48年度以降減少していたが、平成10年度は増加に転じ、平成23年度には前年度より1,151人多い12,464人となった。

次に、平成23年7月1日現在で実施された第65回被保護者全国一斉調査により、年齢別、性別に被保護人員をみると表3-6-8のとおりで、年齢別では60歳以上の割合が49.7パーセントを占め最も高く、性別では女子が59.5パーセントを占め男子を上回っている。

被保護人員の年齢別構成の推移をみると、表3-6-9のとおりとなっており、この中で特に高齢者についてさらに区分してその推移をみると、表3-6-10のとおりとなっている。

表3-6-7 扶助別、被保護人員の推移

(年度平均) (単位：人)

年度	19	20	21	22	23
被保護人員	11,294	11,747	12,994	14,499	14,844
生活扶助	9,934	10,411	11,515	12,920	13,347
住宅扶助	7,287	7,744	8,792	10,010	10,136
教育扶助	790	828	901	1,008	1,031
介護扶助	1,488	1,638	1,799	2,008	2,126
医療扶助	8,895	9,318	10,184	11,313	12,464

表3-6-8 年齢別、性別被保護人員

(平成23年7月1日現在) (単位：人)

人員	0~5歳	6~14歳	15~59歳	60歳以上
性別				
男	210	556	3,218	2,964
女	189	528	2,722	4,356
計	399	1,084	5,940	7,320



表3-6-9 年齢別被保護人員の推移  
(各年度7月1日現在) (単位:人、%)

年齢 年度	0～ 5歳	6～ 14歳	15～ 59歳	60歳 以上	計
19	215 (2.0)	817 (7.5)	4,230 (38.8)	5,641 (51.7)	10,903 (100.0)
20	217 (1.9)	831 (7.4)	4,307 (37.9)	6,000 (52.8)	11,355 (100.0)
21	266 (2.1)	890 (7.2)	4,841 (39.1)	6,396 (51.6)	12,393 (100.0)
22	364 (2.6)	1,024 (8.1)	5,567 (46.1)	7,072 (50.4)	14,027 (100.0)
23	399 (2.7)	1,084 (7.4)	5,940 (40.3)	7,320 (49.6)	14,743 (100.0)

表3-6-10 高齢者の推移  
(各年度7月1日現在) (単位:人)

年齢 年度	19	20	21	22	23
60～64歳	1,169	1,272	1,408	1,620	1,826
65～69歳	1,117	1,185	1,236	1,412	1,357
70～79歳	2,086	2,126	2,218	2,389	2,445
80歳以上	1,269	1,417	1,534	1,651	1,692
計	5,641	6,000	6,396	7,072	7,320

(5) 保護率

保護率の動きをみると、昭和39年度の25.3パーミルをピークに年々減少傾向にあったが、平成11年度に増加に転じた。保護率は、昭和57年度から全国平均を下回っている。

東北六県の比較においては、表3-6-11のとおり青森県の21.6パーミル、秋田県の14.3パーミル、宮城県の11.7パーミルに次いでいる。

次に各市福祉事務所及び各広域振興局等の保護率の状況を前年度比でみると、表3-6-12のとおり、内陸部の市で増加し、沿岸部の市及び広域振興局等で減少している。なお10パーミル以上の高い保護率を示している地域は、盛岡市、宮古市、花巻市、久慈市、遠野市、釜石市、二戸市、沿岸広域振興局(宮古センター)、県北広域振興局(本局)及び県北広域振興局(二戸センター)の10カ所である。

表3-6-11 全国・東北各県の保護率の状況  
(月平均) (単位:%)

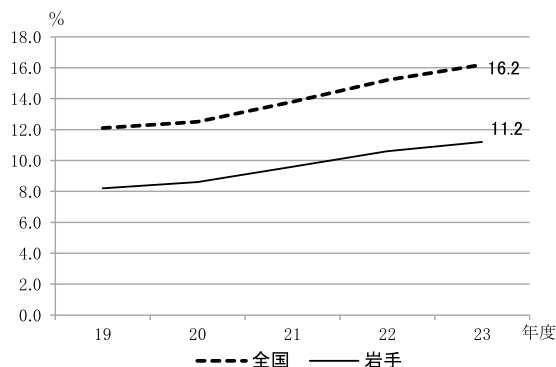
年度 県名	19	20	21	22	23
岩手	8.2	8.6	9.6	10.8	11.2
全国	12.1	12.5	13.8	15.2	16.2
青森	19.6	18.0	19.1	20.8	21.6
秋田	12.1	11.5	12.5	13.7	14.3
宮城	8.9	9.1	10.2	11.5	11.7
山形	4.4	4.4	4.9	5.6	6.0
福島	8.3	7.5	8.2	9.2	9.2

表3-6-12 岩手県の保護率の状況(単位:%)

福祉事務所 等名	19	20	21	22	23
盛岡市	11.3	12.2	14.1	16.2	17.5
宮古市	13.4	13.5	15	16.3	16.2
大船渡市	4.6	4.6	5	5.1	4.4
花巻市	6.7	7.1	8.2	9.5	10.3
北上市	4.8	5.3	6.4	7.6	8.4
久慈市	10.2	10.3	11.3	12.4	12.4
遠野市	5.8	6.8	7.3	9.7	10.8
一関市	6.3	6.7	7.7	8.6	9.3
陸前高田市	5.1	5.3	6.3	7	5.4
釜石市	12.9	13.5	14.4	15.3	13.5
二戸市	8.1	8.7	9.5	10	10.6
八幡平市	7	7	7.1	7	6.9
奥州市	4.3	4.3	4.9	5.7	6.4
市部平均	8.1	8.1	9.8	11.1	11.8
盛岡局	5.8	5.9	6.7	7.9	7.9
県南局	3.9	3.8	4.2	4.6	4.6
沿岸局(本局)	18.7	17.8	18.5	15.0	9.3
沿岸局(大船渡)	3.2	3.5	3.7	-	-
沿岸局(宮古)	18.4	18.3	18	19.1	17.9
県北局(本局)	10.8	11.1	11	12	11.6
県北局(二戸)	10.9	10.7	10.6	10.5	10.6
郡部平均	8.6	8.6	9	9.8	9.2

図3-6-3 保護率の推移

(資料:生活保護速報)



(6) 医療扶助

医療扶助率（医療扶助人員の被保護人員に対して占める割合）は、表3-6-13のとおりで22年度を6パーセント上回る84パーセントとなっている。

医療扶助率と入院率の推移は、これまで共に減少傾向にあったが、23年度は増加に転じた。

これを全国平均に比較してみると、医療扶助率は全国平均を上回っている。

病類別医療扶助人員の状況は表3-6-15及び表3-6-16のとおりで、入院患者のなかで精神疾患の患者が48.2パーセントを占めており、このことが結果的に、医療の長期化と同時に被保護世帯の自立を大きく阻害していると考えられる。

4 保護費の状況

保護費総額は204億6421万円で、1ヶ月平均17億0535万円となっている。

また、保護費総額に占める各扶助費の割合は表3-6-17のとおりであるが、医療扶助費が99億7,654万円となっており、保護費総額に占める割合が圧倒的に高い。

被保護者一人当たりのひと月の保護費の状況を見ると、平成23年度は114,885円となっている。

また、図3-6-5のとおり受給者一人当たり、生活扶助費は平成10年度47,973円であったものが平成23年度には45,257円と、医療扶助費は平成10年度99,836円であったものが66,702円となっている。

表3-6-13 医療扶助率と入院率 (各年度平均)

年度	区分	19	20	21	22	23
	医療扶助率	岩手	78.8	79.1	78.4	78.0
全国		80.9	80.5	79.8	79.4	80.2
入院率	岩手	9.6	11.3	10.9	9.7	9.3
	全国	8.2	9.6	8.9	8.4	7.8

表3-6-14 医療扶助人員の推移

(月平均) (単位:人)

年度	区分	総数		入院		入院外	
		人員	指数	人員	指数	人員	指数
19		8,895	100	1,084	100	7,812	100
20		9,318	104.8	1,070	98.7	8,249	105.6
21		10,185	114.5	1,106	102	9,079	116.2
22		11,313	127.2	1,099	101.4	10,214	130.7
23		12,464	140.1	1,155	106.5	11,309	144.8

(注) 指数は、19年度を100とした。

表3-6-15 病類別医療扶助人員の状況

病類	人員	延人員(人)	月平均(人)	比率(%)
	その他	7,173	598	51.8
	小計	13,858	1,155	100.0
入院外	精神疾患	5,661	472	4.2
	その他	130,049	10,837	95.8
	小計	135,710	11,309	100.0

表3-6-16 病類別医療扶助人員の推移

(各年度月平均) (単位:人)

病類	人員	19	20	21	22	23
		入院	精神疾患	592	525	546
	その他	492	524	560	542	598
	小計	1,084	1,049	1,106	1,099	1,155
入院外	精神疾患	365	302	324	385	472
	その他	7,446	7,937	8,754	9,829	10,837
	小計	7,811	8,239	9,079	10,214	11,309
	合計	8,895	9,288	10,184	11,313	12,464

図3-6-4 扶助費の年度別推移 (単位:億円)

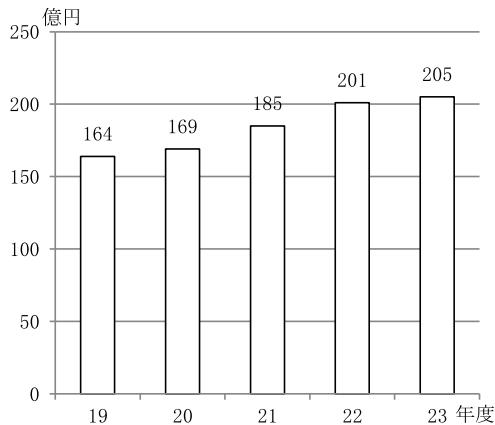
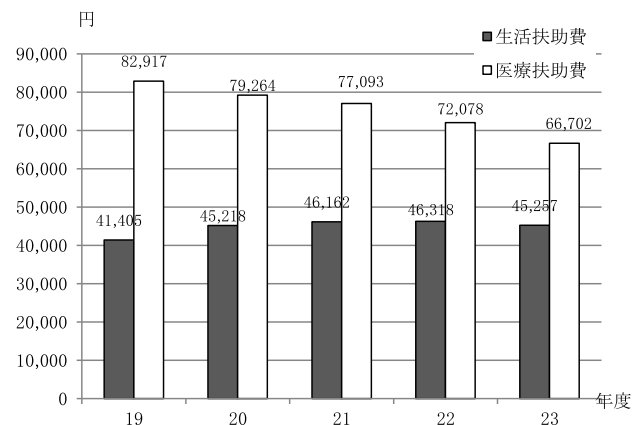


図3-6-5 1人1ヵ月平均の生活扶助費、医療扶助費の推移 (単位:円)



## 5 保護施設

保護施設は、身体上又は精神上独立して生活を営むことのできない人々への生活の場を提供し、生活扶助を行うものである。県内には、救護施設の好地荘(定員70人)、松山荘(定員100人)が設置されている。

表3-6-17 保護費の支払い状況

(単位：千円)

扶助の種類	扶助費	構成比
生活扶助	7,248,614	35.4
住宅扶助	2,066,084	10.1
教育扶助	138,460	0.7
介護扶助	512,068	2.5
医療扶助	9,976,536	48.8
その他扶助	129,233	0.6
施設事務費	393,210	1.9
総 額	20,464,205	100.0

## II 生活福祉資金貸付

### 1 概 要

昭和30年に創設された世帯更生資金は、平成2年10月に貸付対象世帯として低所得世帯、身体障害者世帯に新たに知的障害者世帯、高齢者世帯を加えるとともに、名称も生活福祉資金に改正され、平成13年度から新たに離職者支援資金が、平成14年度から緊急小口資金及び長期生活支援資金が創設された。平成19年度から要保護者向け長期生活福祉資金が、平成20年度からは自立支援対応資金が創設された。平成21年10月には、これまで10種類あった資金種類を4種類に統合・再編を行うとともに、連帯保証人要件の緩和、貸付利子の引き下げを行った。本資金は、低所得世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的としており、資金の貸付と民生委員・児童委員の援助指導が並行して行われることが特色である。

なお、東日本大震災津波に関する対応として、平成23年3月には緊急小口資金の特例貸付が創設された(平成24年3月31日をもって受付終了)。

### 2 貸付状況等

貸付資金の種類は、平成21年10月に更生資金、福祉資金、修学資金、療養・介護等資金、緊急小口資金、災害援護資金、離職者支援資金、長期生活支援資金、要保護世帯向け長期生活支援資金及び自立支援対応資金の10種類から総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類に統合・改編され、それぞれ必要に応じて貸付を行っている。

貸付決定状況は表3-6-18のとおりであり、平成23年度は、前年度に比べ件数で577件(19.0%)の増、金額で40,324千円(29.7%)の減となった。件数の増については、緊急小口資金の特例貸付が平成23年3月に創設されたことが影響していると考えられる。また、資金種類別貸付状況は表3-6-19のとおりである。

表3-6-18 貸付決定状況

(単位：千円、件)

年 度	20	21	22	23
金 額	441,919	1,063,458	1,354,125	1,313,801
件 数	483	1,505	3,038	3,615

表3-6-19 資金種類別貸付状況

区 分	19		20		21		23	
	貸付金額	構成比	貸付金額	構成比	貸付金額	構成比	貸付金額	構成比
更 生 資 金	8,640	2.6	4,972	1.1	5,740	0.5		
福 祉 資 金	18,838	5.7	16,570	3.8	11,210	1.0		
福 祉 資 金 ( 住 宅 資 金 )	0	0	0	0	0	0		
療 養 ・ 介 護 資 金	8,932	2.7	3,657	0.8	9,445	0.9		
災 害 援 護 資 金	0	0	1,500	0.3	0	0		
緊 急 小 口 資 金	3,530	1.1	8,530	1.9	9,185	0.9		
修 学 資 金	284,490	86.6	349,797	79.2	85,707	8.1		
離 職 者 支 援 資 金	0	0	8,600	2	10,820	1.0		
自 立 支 援 対 応 資 金	0	0	0	0	0	0		
長 期 生 活 支 援 資 金	0	0	0	0	0	0		
要保護世帯向け長期生活支援資金	4,186	1.3	48,293	10.9	41,262	3.9		
総合支援資金	生 活 支 援 費				239,549	22.5	128,413	9.77
	住 宅 入 居 費				701	0.1	1,152	0.09
	一 時 生 活 再 建 費				12,141	1.1	13,807	1.05
福祉資金	福 祉 費				54,825	5.1	152,325	11.59
	緊 急 小 口 資 金				34,627	3.3	296,118	22.54
教育支援資金	教 育 支 援 費				423,104	39.8	538,990	41.03
	修 学 支 度 費				89,197	8.4	107,338	8.17
不動産担保型生活資金	不 動 産 担 保 型 生 活 資 金				8,148	0.8	19,740	1.50
	要 保 護 世 帯 向 け 長 期 生 活 支 援 資 金				27,797	2.6	55,918	4.26
計	328,616	100	441,919	100	1,063,458	100	1,313,801	100.00

### 3 償還状況

貸付金の償還状況をみると、制度発足以来の累計貸付金額 137 億 5084 万円に対して 97 億 8,522 万円償還され、償還率は 53.50 パーセントとなっている。一方、平成 23 年度末での未償還額は 39 億 6,562 万円である。

### 4 原資助成等の状況

貸付原資は、県の補助金が充てられているが、当該助成状況は表 3-6-20 のとおりである。

また、生活福祉資金の運営事務費は、貸付金利息等が充てられているが、県では、資金の適正かつ迅速な運営が行われるよう県社協事務費、民生委員実費弁償費及び市町村社協事務費等について助成している。平成 23 年度の助成額は 6,237,121 千円である。

表 3-6-20 貸付原資助成状況（生活福祉資金）

（単位：千円）

年 度	20	21	22	23
原資補助金	0	364,288	1,538,441	1,210,500
原資累計額	3,123,892	3,488,180	5,026,621	6,237,121

## 第 7 国民健康保険

### 1 概 要

国民健康保険は、33 市町村、1 国保組合によって運営されている（平成 24 年 3 月 31 日現在）。

事業としては、被保険者の疾病、負傷に対する療養の給付のほか入院時食事療養費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給が行われた。

また、被保険者の健康の保持、増進のための保健事業が実施された。

保険者の財政状況は、事業勘定の収支状況でみると、県全体としては、黒字額は前年度を下回った。

### 2 適用状況

国保加入世帯数及び被保険者数の推移は表 3-7-1 のとおりで、平成 20 年度から 75 歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、世帯数及び被保険者数が減少している。

また、国保加入率は表 3-7-2 のとおりで、県人口に占めるその割合（加入率）は、平成 15 年度以降は 39%代で推移していたが、平成 20 年度は後期高齢者医療制度の開始に伴い低下し、平成 21 年度以降も低下を続けていたが、県人口の減少により、平成 23 年度はわずかに上昇している。

表 3-7-1 国保加入世帯数及び被保険者数の状況

（単位：世帯、人）

年度	世 帯 数			被保険者数			1 世帯当り 被保険者数
	総 数	市町村	国保組合	総 数	市町村	国保組合	
19	270,766	268,287	2,479	534,530	530,399	4,131	2
20	215,232	212,760	2,472	391,812	388,010	3,802	1.8
21	212,630	210,133	2,497	383,069	379,237	3,832	1.8
22	211,439	208,934	2,505	377,135	373,325	3,810	1.8
23	210,088	207,589	2,499	369,642	365,839	3,803	1.8

表 3-7-2 国保加入率

（単位：人）

分 区	人口 (A)	国民健康保 険被保険者 (B)	その他	国保加入率 (B)/(A)
19	1,366,652	534,530	832,122	39.11
20	1,355,205	391,812	967,195	28.63
21	1,345,007	383,069	961,938	28.48
22	1,344,814	377,135	967,679	28.04
23	1,317,795	369,642	948,153	28.05

（注）人口：住民基本台帳登録人口

### 3 保険給付状況

平成23年度の保険給付の状況は表3-7-3のとおりで、診療費の金額は増加し、受診率も上昇している。  
また、葬祭給付は大きく増加し、出産育児一時金についてもやや増加している。

表3-7-3 保険給付状況

区分 年度	診療費						合計 (診療費)		受診率	1件当りの費用額 (診療費) (円)	1人当りの費用額 (診療費) (円)
	入院		入院外		歯科		件数 (件)	金額 (千円)			
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)					
19	212,742	85,725,511	5,472,412	68,251,563	697,643	10,965,772	6,382,797	164,942,846	1,180.24	25,842	304,996
20	95,637	39,523,372	3,223,677	36,909,749	534,323	8,246,978	3,853,637	84,680,098	980.9	21,974	215,544
21	94,535	40,545,124	3,211,687	37,704,495	534,589	8,129,386	3,840,811	86,379,004	983.7	22,490	221,233
22	92,518	41,066,795	3,079,316	37,932,736	536,194	8,186,479	3,708,028	87,186,008	969.1	23,513	227,854
23	92,130	41,833,252	3,039,857	37,957,515	544,822	8,380,083	3,676,809	88,170,851	970.7	23,980	232,785
19	0.995	1.024	1.01	1.02	0.985	0.981	1.007	1.02	1.023	1.013	1.036
20	0.45	0.461	0.589	0.541	0.766	0.752	0.604	0.513	0.831	0.85	0.707
21	0.99	1.026	0.996	1.022	1.000	0.986	0.997	1.020	1.003	1.023	1.026
22	0.98	1.013	0.959	1.006	1.003	1.007	0.965	1.009	0.985	1.045	1.030
23	1.00	1.019	0.987	1.001	1.016	1.024	0.992	1.011	1.002	1.020	1.022

(注1) 老人保健法に基づく医療給付を含む。

(注2) 受診率 = (診療件数 ÷ 被保険者数年度平均) × 100

#### (参考)

年度 区分	薬剤の支給	
	件数 (件)	金額 (千円)
19	3,097,699	38,303,067
20	1,888,779	20,709,073
21	1,922,586	21,745,488
22	1,935,082	21,566,682
23	1,967,521	22,796,942
19	1.052	1.077
20	0.61	0.541
21	1.02	1.050
22	1.02	1.041
23	1.02	1.048

表3-7-3 保険給付状況(つづき)

年度	療養諸費負担区分			
	保険者負担分 (千円)	一部負担金 (千円)	他法負担分	
			他法優先 (千円)	国保優先 (千円)
19	174,004,048	36,176,713	161,554	1,152,033
20	79,708,278	26,608,475	0	2,988,117
21	81,451,027	27,404,337	0	3,223,881
22	81,837,038	27,604,326	0	3,174,489
23	85,891,798	25,704,874	0	3,270,009

年度	その他の給付						高額療養費	
	葬祭給付		出産育児一時金等		計		件数 (件)	金額 (千円)
	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)		
19	10,094	304,730	1,544	504,450	11,638	809,180	227,384	8,507,517
20	10,324	310,902	1,455	506,750	11,779	817,652	131,477	8,230,619
21	2,476	77,850	1,249	490,823	3,725	568,673	144,173	8,944,972
22	2,390	74,890	1,338	557,613	3,728	632,503	145,274	9,422,522
23	3,715	117,662	1,368	560,453	5,083	678,115	138,684	8,989,908

#### 4 国保財政

##### (1) 事業勘定

事業勘定における収支状況（形式収支）は、表3-7-4のとおりで、県全体としては、40億9,209万円万円の黒字で、前年度に比べ、7億880万円の増加となっている。

##### (2) 直診勘定（診療所）及び企業会計

平成20年度までで直診勘定（診療所）及び企業会計に係る収入状況及び施設数の集計を終了した。平成20年度以前の過去5年間の状況は、表3-7-5から表3-7-7までのとおりとなっている。

表3-7-4 国保特別会計（事業勘定）収支状況

（単位：千円）

年度	歳 入				歳 出			差 引
	保 険 税	国庫支出金	そ の 他	計	保険給付	そ の 他	計	
19	39,658,951	40,148,341	62,813,782	142,621,074	90,522,774	48,317,482	138,840,256	3,780,817
20	31,347,878	35,684,448	71,397,735	138,430,061	88,982,490	44,396,421	133,378,911	5,051,150
21	30,595,348	36,904,371	72,404,673	139,904,392	91,483,578	44,632,193	136,115,771	3,788,621
22	28,582,424	39,376,608	71,554,580	139,513,612	92,402,553	43,727,786	136,130,339	3,383,273
23	27,467,804	43,568,960	75,884,223	146,920,987	96,068,133	46,760,766	142,828,899	4,092,088

表3-7-5 国保特別会計（直診勘定）収支状況

（単位：千円）

年度	歳 入							収支差引額
	診療収入	国庫支出金	県支出金	繰入金	繰越金	その他	計	
16	3,452,116	1,314	4,022	1,362,037	215,980	257,583	5,293,052	
17	3,361,616	1,450	1,296	1,414,724	217,223	370,996	5,367,305	
18	3,143,501	50,350	0	1,644,927	183,938	456,400	5,479,116	
19	3,220,269	11,388	0	1,557,121	77,316	177,806	5,043,901	
20	3,278,288	6,232	0	1,454,817	72,422	359,722	5,171,481	

年度	歳 出						収支差引額
	総務費	医業費	施設設備費	公債費	その他	計	
16	2,964,183	1,614,518	96,341	352,350	207,855	5,235,247	57,805
17	2,918,185	1,639,245	127,463	395,334	163,964	5,244,191	123,114
18	3,075,841	1,503,026	352,334	367,707	102,892	5,401,800	77,316
19	3,001,193	1,533,882	65,481	363,731	7,192	4,971,480	72,422
20	2,967,157	1,680,082	127,951	267,118	42	5,042,350	129,131

表3-7-6 国保特別会計（企業勘定）収支状況

（単位：千円）

年度	収 益					費 用	
	医業収益	他会計補助	国・県補助金	その他の医業外収益	計	給与費	材料費
16	9,042,491	275,874	8,400	1,104,480	10,431,245	5,992,711	2,311,457
17	8,437,24	693,586	17,946	626,690	9,775,460	5,660,792	2,034,697
18	7,494,851	1,200,484	16,524	1,341,748	10,053,61	5,160,847	1,845,189
19	7,231,110	733,864	7,353	1,441,641	9,413,969	4,951,278	1,802,535
20	6,723,712	644,053	14,001	1,562,392	8,944,158	4,706,618	1,588,253

費 用						損 純 益 (利)	累積赤字額
経費	減価償却費	資産減耗費	研究研修費	医業外費用	計		
1,452,674	626,868	10,630	35,793	434,878	10,865,011	△433,766	△4,716,574
1,535,570	604,522	17,259	33,792	434,437	10,321,069	△545,609	△4,769,127
1,400,192	615,754	21,925	30,159	1,273,694	10,347,760	△294,151	△4,844,841
1,356,356	582,852	14,946	28,165	1,205,835	9,941,967	△527,998	△4,707,665
1,282,377	490,049	11,078	27,881	1,117,350	9,223,606	△285,747	△4,795,531

表 3-7-7 診療施設の状況 (21. 3. 31現在)

区分		年度					
		16	17	18	19	20	
保険者数 (一部事務組合含む)		34	22	20	20	20	
施設数 (か所)	総数	50	47	49	52	51	
	病院	9	9	8	8	7	
	有床診療所	11	11	12	13	14	
	無床診療所	23	21	21	22	22	
	出張診療所	7	6	8	9	8	
病床数 (床)	総数	937	937	891	883	789	
	病院	790	790	725	704	607	
	診療所	147	147	166	179	182	
職員数 (人)	総数	(27) 1,189	(34) 1,147	(20) 1,108	(24) 1,111	(48) 1,074	
	医師数	総数	(9) 175	(15) 158	(4) 148	(5) 149	(6) 149
		一般医	(5) 147	(12) 133	(4) 119	(5) 120	(5) 119
		歯科医	(4) 28	(3) 25	29	29	(1) 30
	薬剤師数	28	28	26	25	22	
	看護師数	(1) 381	(5) 382	(6) 380	(6) 381	(6) 382	
	技術職員数	(12) 351	(6) 334	(4) 309	(5) 314	(15) 289	
	事務職員数	(6) 155	(8) 151	(7) 158	(9) 154	(15) 160	
その他	98	94	(1) 85	(1) 86	(6) 72		

(注) ( ) 兼務職員 (当該市町村の直診勘定によって経理を行っている他の職員) 再掲休診を含まない。

## 5 国保診療施設運営費助成

国民健康保険診療施設のうち、当該地域の医療供給上欠くことのできない施設で、かつ、經常収支において赤字となり経営が困難な不採算診療所に対し運営費を補助していたが平成 16 年度から廃止した。(表 3-7-8)

## 6 高額療養資金貸付制度

国民健康保険の被保険者で、医療費の支払いが困難な者に、高額療養費が支給されるまでの間、市町村が一時支払資金を融資する目的で「高額療養資金貸付制度」が、昭和 52 年 7 月 1 日から全市町村で実施されている。

平成 23 年度におけるこの制度の利用状況は次のとおりである。

貸付件数	584 件
貸付金額	54,817 千円
1 件当たり平均貸付金額	93,865 円

表 3-7-8 国保診療施設運営費助成状況  
(単位：千円)

年度	保険者数	施設数	立地条件	補助額
11	10	10	第1種 4施設 第2種 6施設	25,775
12	9	9	第1種 5施設 第2種 4施設	25,729
13	8	8	第1種 4施設 第2種 4施設	20,679
14	3	3	第1種 2施設 第2種 1施設	7,056
15	5	5	第1種 3施設 第2種 2施設	11,641
16~	廃止			

## 第 8 後期高齢者医療制度

### 1 概要

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の後期高齢者及び 65 歳以上 74 歳以下で一定の障がいがある高齢者を対象にした独立した医療保険制度で、平成 20 年 4 月に施行された。

制度の運営は、保険料徴収については市町村が行い、財政については県内全市町村が加入する岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営する。

事業としては、被保険者の疾病、負傷に対する療養の給付のほか入院時食事・生活療養費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給が行われた。

また、被保険者の健康の保持、増進のための保健事業が実施された。

## 2 適用状況

被保険者数及び加入率は表3-8-1のとおりである。

表3-8-1 被保険者数及び加入率 (単位:人)

区分 年度	人口 (A)	後期高齢者 医療制度被 保 険 者 (B)	国民健康保 険被保険者	その他	後期高齢者 医療制度加 入率 (%) (B) / (A)
21	1,345,007	193,834	383,069	768,104	14.4
22	1,334,814	197,670	377,135	760,009	14.8
23	1,317,795	199,392	369,642	748,761	15.1

(注) 人口:住民基本台帳登録人口

## 3 保険給付状況

平成23年度の保険給付の状況は表3-8-2のとおりである。

表3-8-2 保険給付状況

年度	診 療 費 (費用額)						合 計 (診療費)	
	入 院		入 院 外		歯 科		件数(件)	金額(千円)
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)		
22	147,065	64,144,919	2,960,224	40,939,738	253,430	4,282,091	3,360,719	109,366,747
23	145,223	65,147,286	2,968,969	41,049,992	266,746	4,433,350	3,380,938	110,630,628

年度	受診率	1件当たりの費用額 (診療費:円)	1人当たりの費用額 (診療費:円)
22	1717.69	32,543	558,981
23	1709.67	32,722	559,436

(参 考)

年度	調 剤	
	件数(件)	金額(千円)
22	1,921,871	27,924,735
23	1,988,935	29,756,207

表3-8-2 保険給付状況(つづき)

年度	診療費負担区分		
	保険者負担分 (千円)	一部負担金 (千円)	他法負担分 (千円)
22	97,582,808	11,661,056	122,833
23	99,485,087	11,034,543	110,998

年度	その他の給付						高額療養費	
	葬祭給付		その他		計		件数(件)	金額(千円)
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)		
22	11,329	339,803	0	0	11,329	339,803	268,694	4,166,560
23	13,813	414,377	0	0	13,813	414,377	256,770	3,990,419

## 4 保険者の収支状況

岩手県後期高齢者医療広域連合の収支状況は表3-8-3のとおりで、平成23年度は1億2,801万円の黒字となっている。

表3-8-3 収支状況 (単位:千円)

年度	歳 入						
	市町村負担金		国庫支出金	県支出金	後期高齢者 交付金	その他	計
	保険料 負担金	その他					
22	7,494,916	13,933,586	46,277,571	10,927,678	54,833,985	1,236,032	134,703,768
23	7,049,045	14,344,934	49,016,010	11,177,267	55,963,113	1,199,296	138,749,665

年度	歳 出						収支差引額
	総務費	保険給付費	保健事業費	財政安定化 基金拠出金	その他	計	
23	259,436	135,451,623	215,937	122,884	2,571,776	138,621,656	128,009



## 第9 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

### 1 概要

戦傷病者及び戦没者遺族等の援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の各種援護法に基づいて実施している。これらの援護施策は、逐年援護対象の拡大と給付内容の改善が図られてきているが、援護対象者の高齢化が進んでいるところから、平成23年度も前年度に引き続き、申請書等の正確かつ迅速な処理と権利者の失権防止に重点をおいて事業の推進を図った。

また、中国帰国者援護については、関係機関等と連携を図りながら援護施策の充実強化に努めた。

### 2 遺族等の援護

#### (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護

(援護法昭和27年法律第127号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法は、昭和27年公布施行以来逐年改正が行われ、戦没者等の遺族に対する援護の範囲を拡大するとともに遺族年金等の増額等が行われた。法施行以来の事務処理状況(申請受理及び進達)は表3-9-1のとおりである。

#### (2) 公務扶助料及び特例扶助料

公務扶助料等の処理状況(申請受理及び進達)は表3-9-2のとおりである。

#### (3) 戦没者等の妻に対する特別給付金

(支給法昭和38年法律第61号)

戦没者等の妻に対する特別給付金は、法施行以来逐年改正が行われ、対象範囲が拡大されている。その裁定状況は表3-9-3のとおりである。

#### (4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

(支給法昭和40年法律第100号)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、法施行以来逐年改正が行われ、対象範囲が拡大されている。

その裁定状況は表3-9-4のとおりである。

#### (5) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

(支給法昭和41年法律第109号)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金は、法施行以来逐年改正が行われ、対象範囲が拡大されている。その裁定状況は表3-9-5のとおりである。

#### (6) 戦没者の父母等に対する特別給付金

(支給法昭和42年法律第57号)

戦没者の父母等に対する特別給付金は、法施行以来逐年改正が行われ、対象範囲が拡大されている。その裁定状況は表3-9-6のとおりである。

表3-9-1 戦傷病者・戦没者遺族等援護法施行事務処理状況(申請受理及び進達) (単位:件)

給付種別	処理区分	受付数		処理数	
		昭27~22年度	23年度	昭27~22年度	23年度
軍人遺族年金	遺族年金	34,172	0	34,172	0
軍人遺族弔慰金	遺族弔慰金	1,283	0	1,283	0
軍人遺族一時金	遺族一時金	168	1	168	1
軍人障害年金	障害年金	450	0	450	0
軍人障害一時金	障害一時金				
計		36,073	1	36,073	1

表3-9-2 公務扶助料等の処理状況(単位:件)

区分		昭28~22年度	23年度	計
公務扶助料	受付	30,704	0	30,704
	処理	30,704	0	30,704
特例扶助料	受付	1,076	0	1,076
	処理	1,076	0	1,076
計	受付	31,780	0	31,780
	処理	31,780	0	31,780

表3-9-3 戦没者等の妻に対する特別給付金裁定状況 (単位:件)

年度	区分	受付	処理					
			裁定			他都道府県送付	取下げ	計
			可決	却下	計			
38~22		26,647	24,813	26	24,839	1,690	99	26,628
23		2	2	0	2	0	0	2
計		26,649	24,815	26	24,841	1,690	99	26,630

表3-9-4 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金裁定状況 (単位：件)

年度	区分	受付	処 理					
			裁 定			他都道府県 送 付	取下げ	計
			可 決	却 下	計			
38～22		105,987	92,616	1,019	93,635	3,397	1,691	98,723
23		78	36	0	36	12	2	50
計		106,065	92,652	1,019	93,671	3,409	1,693	98,773

表3-9-5 戦傷病者等の妻に対する特別給付金裁定状況 (単位：件)

年度	区分	受付	処 理					
			裁 定			他都道府県 送 付	取下げ	計
			可 決	却 下	計			
41～22		7,975	7,311	221	7,532	460	38	8,030
23		78	68	0	68	2	0	70
計		8,053	7,379	221	7,600	462	38	8,100

表3-9-6 戦没者の父母等に対する特別給付金裁定状況 (単位：件)

年度	区分	受付	処 理					
			裁 定			他都道府県 送 付	取下げ	計
			可 決	却 下	計			
42～22		734	678	15	693	24	17	734
23		0	0	0	0	0	0	0
計		734	678	15	693	24	17	734

### 3 戦傷病者に対する援護

(1) 傷病恩給

傷病恩給請求書の処理状況は表3-9-7のとおりである。

(2) 療養の給付

戦傷病者の療養給付は表3-9-8及び表3-9-9のとおりである。

(3) 補装具の支給

戦傷病者に支給（修理）した補装具の件数及び金額は表3-9-10のとおりである。

(4) 戦傷病者手帳の交付

戦傷病者手帳を交付している戦傷病者は表3-9-11のとおりである。

(5) 戦傷病者乗車券引換証の交付

障害の区分（項症、款症、目症等）に応じて、平成22年度中に交付された戦傷病者乗車券引換証は表3-9-12のとおりである。

表3-9-7 傷病恩給請求処理状況

(単位：件)

区分		昭和28～ 22年度	23年度	計
初度及 び爾後	受付	2,687	0	2,687
	処理	2,687	0	2,687
再審査	受付	1,639	0	1,639
	処理	1,639	0	1,639
計	受付	4,326	0	4,326
	処理	4,326	0	4,326

表3-9-8 療養給付者数（平成23年度末現在）

(単位：人)

病名	指定病院		その他		計	
	入院	通院	入院	通院	入院	通院
結 核	0	2	1	1	0	4
精神病	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	2	0	2
計	0	2	1	3	0	6

表3-9-9 療養の給付額

(単位：件、千円)

年度	入 院		通 院		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
19	16	6,497	205	3,000	221	9,497
20	3	994	183	2,850	186	3,844
21	2	981	161	1,842	163	2,823
22	1	448	148	1,822	149	2,270
23	0	0	107	1,157	107	1,157

#### 4 旧軍人・旧軍属の恩給

##### (1) 普通恩給

昭和 21 年勅令第 68 号により廃止された旧軍人恩給は昭和 28 年法律第 155 号により復活され、いわゆる既裁定者として再び支給されることになった。その後、平成 23 年度までの申請処理件数は 8,876 件である。

##### (2) 加算普通恩給

昭和 36 年法律第 139 号から昭和 46 年法律第 81 号までの地域加算、抑留加算、戦地外戦務加算、職務加算を算入することにより、最短恩給年限に達し、普通恩給を支給されることになった者の処理状況は表 3-9-13 のとおりである。

##### (3) 普通扶助料

昭和 28 年法律第 155 号により復活した普通扶助料請求書の処理状況は表 3-9-14 のとおりである。

##### (4) 加算改定請求

昭和 48 年法律第 60 号により旧軍人等の加算年を、70 歳以上の者、妻、子、傷病者に給する普通恩給、扶助料については、その在職年が 40 年に達するまで恩給金額計算の基礎に算入することになった。その後昭和 50 年法律第 70 号により年齢 70 歳が 65 歳に引き下げられ、昭和 54 年法律第 54 号によりさらに年齢が 60 歳に引き下げられた。加算改定請求の処理状況は表 3-9-15 のとおりである。

##### (5) 一時恩給（一時扶助料）

ア 昭和 28 年法律第 155 号による一時恩給（引き続き実在職年 3 年以上最短恩給年限未滿）の申請処理件数は 2,437 件である。

イ 昭和 46 年法律第 81 号による一時恩給（引き続き実在職年が 3 年以上 7 年未滿で、下士官以上として 1 年以上在職した者）は、昭和 49 年法律第 93 号（下士官としての 1 年以上在職年 1 回以上を 6 月以上に緩和）、昭和 50 年法律第 70 号（下士官以上として 6 月以上の在職を 6 月未滿に緩和及び兵にも支給する範囲拡大）の改正が行われ、条件の緩和が図られた。この一時恩給請求の処理状況は表 3-9-16 のとおりである。

##### (6) 一時金

昭和 53 年法律第 37 号により実在職年が合わせて 3 年以上ある者に、昭和 53 年 10 月 1 日から一時金が支給されることになった。

一時金請求の処理状況は表 3-9-17 のとおりである。

表 3-9-10 補装具の支給（修理）

（単位：件、千円）

年度	支 給		修 理		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
19	1	69	4	320	5	389	
20	3	867	4	426	7	1,293	
21	3	546	2	106	5	652	
22	1	374	0	0	1	374	
23	1	69	3	481	4	550	
年度内訳	義手	0	0	0	0	0	
	義足	0	0	3	481	3	481
	その他	1	69	0	0	1	69

表 3-9-11 戦傷病者手帳交付者数

（平成 23 年度末現在）（単位：人）

障 害 種 類	交 付 者 数
視 覚 障 害	24
聴 覚 障 害	11
言 語 機 能 障 害	2
し 体 不 自 由	221
中 枢 神 經 機 能 障 害	9
そ の 他	94
計	361

表 3-9-12 戦傷病者乗車券引換証交付者及び交付枚数（23 年度）

甲	49 人	163 枚
乙	39	180
甲・乙	11	—
計	99	343

表 3-9-13 加算普通恩給請求処理状況

（単位：件）

	昭 36～ 22 年度	23 年度	計
受 付	16,341	0	16,341
処 理	16,341	0	16,341

表 3-9-14 普通扶助請求処理状況

（単位：件）

	昭 36～ 22 年度	23 年度	計
受 付	2,349	0	2,349
処 理	2,349	0	2,349

表 3-9-15 加算改定請求処理状況

（単位：件）

	昭 36～ 22 年度	23 年度	計
受 付	13,716	0	13,716
処 理	13,716	0	13,716

(7) 軍歴証明

公務員が旧軍人軍属在職期間を各共済組合等の期間に合算するための軍歴証明書の交付は、平成22年度は2件であった。

5 戦没者等の叙位叙勲の伝達

戦没者叙位及び叙勲について(昭和39年1月7日閣議決定)並びに生存者叙勲の開始について(昭和38年7月11日閣議決定)等による戦没者等の叙位叙勲の伝達状況は表3-9-18のとおりである。

6 法外援護

(1) 慰霊顕彰

1) 戦没者追悼式

① 全国戦没者追悼式

8月15日、日本武道館(東京都)で開催され、本県から遺族代表等40名が参列した。

② 岩手県戦没者追悼式

10月28日、盛岡市都南文化会館において実施し、遺族、来賓、約1,000名が参列した。

2) 戦没者慰霊巡拝

11月16日、沖縄県糸満市において沖縄「岩手の塔」慰霊祭を実施し、遺族代表等84名が参列した。

7 未帰還者及び中国帰国者の状況

(1) 未帰還者の状況

戦後66余年を迎えようとする今日、本県本籍の未帰還者は平成24年3月現在3人となっており、その内訳は表3-9-19のとおりである。

(2) 中国からの帰国者の状況

国交回復後の昭和48年以降、中国から本県への帰国者の状況は表3-9-20のとおりである。

(3) 帰国者援護

1) 日本語指導

日本語教室及び高齢者教室を表3-9-21のとおり中国帰国者通訳奉仕会に委託して実施した。

2) 中国帰国者支援相談員の派遣

帰国者や支援給付実施機関等の派遣要請を受け、支援相談員を派遣し、帰国者の日常生活等の支援を行った。

表3-9-16 一時恩給請求処理状況

(単位:件)

	昭36~22年度	23年度	計
受付	16,795	4	16,799
処理	16,795	4	16,799

表3-9-17 一時金請求処理状況

(単位:件)

	昭36~22年度	23年度	計
受付	4,834	0	4,834
処理	4,834	0	4,834

表3-9-18 戦没者等の叙位叙勲の伝達状況

年度	戦没者			未伝達	
	勲記	勲章	位記	(定)勲章勲記	(未)位記
昭39~22	30,457	28,588	896	3,398 4,938	2,185
23	0	0	0	0 0	0
計	30,457	28,588	896	3,398 4,938	2,185

表3-9-19 身分別地域別未帰還者数

(単位:人)

区分	軍人	邦人	計
中国	—	2	2
ソ連(含樺太)	—	—	—
北朝鮮	—	1	1
計	—	3	3

表3-9-20 中国からの帰国者の状況

年度	区分	永住帰国		一時帰国	
		世帯数	人数	世帯数	人数
昭48~平18		94	408	103	209
19		0	0	0	0
20		0	0	0	0
21		0	0	1	1
22		0	0	0	0
23		0	0	0	0
計		94	408	104	210

表3-9-21 日本語指導助成状況

区分	対象世帯	同人数	委託金額
日本語指導	58世帯	151人	3,551,180円

## 第 10 災害救助・人権啓発

### 1 災害救助

#### (1) 災害救助基金

災害救助法第 37 条に基づき、救助の費用の財源とするため、災害救助基金を積立てており、平成 23 年度における積立状況は、表 3-10-1 のとおりである。

表 3-10-1 災害救助募金積立額状況

(単位：千円)

22年度末 積立額(A)	23年度 積立分(B)	23年度末積立 累計額(A)+(B)
512,658	712	513,370

#### (2) 災害援護資金貸付利子補給補助

平成 14 年 7 月 11 日の台風 6 号による大雨洪水災害による被災者に貸し付けた災害援護資金貸付金の貸付利息を補助した市町村に対し、補助に要した経費に相当する額を補助した。

釜石市 19,980 円

### 2 人権啓発

#### (1) 社会を明るくする運動

「立ち直りを支える取組についての理解促進」、「犯罪や非行をした人たちの就労支援」を重点事項として、7 月を中心に運動が展開され、広報・啓発活動やこの運動にふさわしい諸集会行事が企画された。

#### (2) 更生保護研究大会

犯罪と非行のない明るい岩手を目指して活動している更生保護関係者が、犯罪、非行対策等についての研究・研鑽に努めるとともに、士気の高揚と意識の統一を図る目的で、平成 23 年度は約 700 名の更生保護関係者が参会した。